

令和8年度第1回食の安全安心と食育審議会 議事要旨

- 日 時 令和8年7月17日（金） 9:30～12:00
- 場 所 ラッセホール サンフラワー（神戸市中央区中山手通 4-10-8）
- 出席者 別紙名簿のとおり

○ 議事要旨

1 あいさつ（保健医療部 山下部長）

皆さん、おはようございます。本日は大変お暑い中、また、お忙しい中、令和8年第1回食の安全安心と食育審議会に、皆様方、ご参集いただきまして誠にありがとうございます。平素より県政の推進に格別のご理解、また、ご指導をいただきまして、重ねまして、この場をお借りして感謝申し上げたいと思います。

食の安全安心につきましては、やはり食中毒という大きな問題がありまして、毎年増加傾向でございます。件数の増加だけではなくて、昨年は大規模な食中毒ということもありましたので、患者数も大幅に増加しました。令和7年を見ますと、件数で41件、それから、患者数にしますと、前年度の4倍となる3,800名を超える数となっております。大変憂慮する事態であると思っておりますが、今一度、我々も気を引き締めて、この食中毒に対しましては、しっかりと啓発をしながら、対応にあたって参りたいと思っております。その原因につきましては、やはり冬場のノロウィルスが大変多くございました。そして、やはり鶏肉の生食ですね。これによりまして、カンピロバクター食中毒が通年を通して発生しているという状況でございます。ちょっと珍しいところでは、釣ってきたフグをいただいて、免許のない方が自分でさばいて自分で食べて食中毒になられたという件がございました。こういうこともやはり正しい情報というのはしっかりと県民に伝えていかなければならないと思っております。また、県民モニター調査を見ますと、20%の方が危険性はあると思いつつも、鶏肉や牛肉の生食をされているということでございます。この辺についても、正しい情報を発信して参りたいと思ひますし、また、食中毒予防教室等も開催しながら、啓発についても力を入れていきたいと思っております。また、食品営業施設等への監視指導を徹底し、県民に正しい情報を速やかに発信することで、食の安全安心のより一層の向上に努めて参りたいと思ひますので、皆様方、ご指導をお願いしたいと思います。

食育に関しましては、全世代につきまして、様々な取組を進めているところでございますが、まず大きな課題としては、食塩の摂り過ぎ、それから、高齢者のフレイルでございます。引き続き我々もしっかり進めていきたいと思っておりますが、その1つといたしまして、製造者から流通業者まで様々な業者が連携しながら、県民が誰もが自然に健康的な食品に手が伸びて、健康的な商品や情報を手に取れる、そういう生活の環境を整えていくということで、「ひょうご健康的な食環境づくりプロジェクト」、愛称を「BE

WELL」とつけさせていただいておりますが、これを推進しているところでございまして、今年の5月には、食環境アライアンスに正式登録をさせていただきました。より一層の推進を目指して参りたいと思っております。また、いまだにやはり、若者の朝食の欠食率が非常に高いということがございまして、大学生向けには「朝食の摂取率向上プロジェクト」、あるいは、今日の参考資料に入っていると思いますが、「食育絵手紙コンクール」、こういったことを通じて啓発を進めて参りたいと思っております。また、委員の皆様方にはぜひ、様々ご意見を頂戴したいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

そして、平成18年に兵庫県では、「食の安全安心と食育に関する条例」を制定し、この条例に基づいて、審議会というものを設置しております。この審議会でご議論いただき、ご意見をいただいたものから、それをたたき台として、食の安全安心推進計画と食育推進計画の2つの計画を策定して参りました。現在の第4次推進計画は、本年度で終期を迎えるということになります。来年の4月から第5次計画という新しい計画に移るのですが、それに際しましては、この両計画が重なるところとか、あるいは一体的にやった方が非常に効率がいいとか、相乗効果があるという風に考えており、2つの計画を、1つの「食に関する総合的な計画」として、もう1度計画を作り直して、令和9年度はむかって参りたいと思っております。本日、これらに関しまして、委員の皆様方から忌憚のないご意見をいただきたいと思っておりますので、限られた時間ではございますが、ぜひ、有意義な会議になりますよう、本日はどうぞよろしくお願いしたいと思います。

2 審議会成立の報告と委員の紹介

食の安全安心と食育審議会は、食の安全安心と食育に関する条例に基づき開催しており、過半数（委員16名のうち14名出席）の出席があり、食の安全安心と食育に関する審議会規則第6条3項の規定により、本審議会が成立していることを報告した。各委員について紹介した後、事務局案により会長は芦田委員、会長代理は三宅委員が務めることで承認された。

以後の進行については、「食の安全安心と食育審議会規則」第5条3項『会長は会務を総理すること』に基づき、芦田会長に引き継いだ。

3 議事（報告事項）

（1）食の安全安心と食育に関する条例及び審議会について

（事務局：生活衛生課）

本日、初めてご出席いただく委員の方もおられますので、審議会の設置の根拠となる「食の安全安心と食育に関する条例」と本審議会の役割について、簡単にご説明をいたします。参考資料1に、食の安全安心と食育に関する条例の概要をお示ししております。食は私たちの命と健康を支えるものであり、豊かな人生を送るための基盤となる大切なものです。県民が将来にわたって健康で心地よく暮らしていくためには、安全安心な食品が安定して提供されることはもちろん、1人1人が健全な食生活を実践できるように、

食育を進めていくことも重要です。このため、兵庫県では、平成 18 年に「食の安全安心と食育に関する条例」を制定し、食の安全安心の推進と食育の推進を両輪として展開することで、県民の健康の保持、増進と豊かで活力に溢れる社会の実現を目指しています。条例では基本理念を定め、県、事業者、市町、県民それぞれの責務や役割を明らかにしています。また、関係機関が連携しながら、総合的に施策を推進していくことにしています。条例の第 6 条には、施策を総合的かつ計画的に進めるために、食の安全安心推進計画と食育推進計画を定め、公表することとしています。現在は、第 4 次計画に基づきまして、様々な施策を進めているところです。この推進計画を策定、または変更しようとするときは、知事の附属機関であります、食の安全安心と食育審議会の意見を聞くこととされています。本審議会では、推進計画に関するものの他、食品等の安全基準の設定に関するもの、その他、食の安全安心及び食育の推進に関する重要事項に関するものについても、ご審議いただいております。食の安全安心や食育の推進には、行政だけでなく、様々な立場や視点からの知見を欠かすことができません。本審議会の委員の皆様より、それぞれのご専門の分野やご経験を踏まえたご意見をいただきながら、多角的な視点より、施策についてご審議をいただいております。今年度は審議会を 2 回、また、専門部会であります食の安全安心推進部会と食育推進部会をそれぞれ 2 回開催する予定にしております。私からの説明は以上です。よろしくお願いいたします。

(芦田委員)

はい、ご説明ありがとうございました。新しい方にとっては、なかなか複雑なところでございますが、知事からの諮問を受けての、この審議会というものがございます。これまでの説明でありましたように、今日は第 4 次計画と第 5 次計画の両方のことが議題にあがっており、混乱するかもしれませんが、よくご理解いただきまして、ご議論いただければと思います。

(2)「食の安全安心」及び「食育」推進計画(第 4 次)を踏まえた取組状況について

①食の安全安心推進計画(第 4 次)を踏まえた令和 7 年度の実績と令和 8 年度の実行計画

資料 1、3 に沿って令和 7 年度の実績と令和 8 年度の実行計画について事務局(生活衛生課)から説明。

○審議要旨

(芦田委員)

はい、ご説明ありがとうございました。短時間で非常に多くのことをご説明いただきましたが、皆様方の方から、ご質問とかご意見いただきたいと思います。何かございますでしょうか。森垣委員、よろしくお願いいたします。

(森垣委員)

最初の山下部長のご挨拶で、食中毒の件数が増加傾向であると言われたのですが、このデータはどこかにありますか。

(事務局：生活衛生課)

はい。食中毒の発生状況につきましては、全国のものにつきましては、厚生労働省がデータを毎年掲示しておりますので、そこで速報値等をご確認いただけます。兵庫県の発生状況につきましても、兵庫県のホームページなどでご覧いただけるような形にはしていますが、今お持ちの資料の中でということですよ。

(森垣委員)

食中毒の件数や患者数について、最初のあいさつに出ていましたが、その時に話された件数と資料3の7ページにある食中毒の件数等が違いますので、何かリンクするのか、私が聞き間違えたのか確認したかったのですが、どうでしょうか。

(事務局：生活衛生課)

年度と年次で、件数が違ってきます。国は年次での件数です。

(森垣委員)

わかりました。はい、ありがとうございます。

(芦田委員)

はい、他にございますでしょうか。渡部委員、よろしくお願いします。

(渡部世志恵委員)

資料3の3ページ、(4)に「獣畜及び食鳥について全数を検査し～」と書いてありますが、この全数というのは、全てという意味でよろしいですか。それと、対応についてですが、「法に基づき食に適さない場合は～」とありますが、こういったものが食に適さないという基準になるのか、教えてください。

(事務局：生活衛生課)

はい、ありがとうございます。まず1つ目の全数についてですが、と畜、あるいは、と鳥される獣畜・食鳥については、すべての数を検査しております。それから、食に適さない場合ということなのですが、と畜と食鳥に関して、それぞれ法律がありまして、こういったものを全部廃棄するのか、あるいは一部廃棄するのかということが決められておりますので、それに基づきまして判断をしております。例えば、牛であれば高度の黄疸とか、高度の水腫といったものは全部廃棄なりますし、一部廃棄で済むような簡易な炎症、一部に限られた炎症でしたら、その特定の部位だけを廃棄するといったような措置をとっております。

(芦田委員)

よろしいですか。

(渡部世志恵委員)

はい。

(芦田委員)

他に何かございますでしょうか。はい、三宅先生、お願いします。

(三宅委員)

総論的な話で、最後に資料1の右側の説明をいただいたと思うのですが、今年度の取組で、令和7年度に比較して、何か新しいものがここに入っているのか、今年度特に力を入れている、というような何かがあれば説明していただきたい。

(事務局：生活衛生課)

ありがとうございます。引き続き令和7年度から入っているものがほとんどではありますが、例えば、食物アレルギー対策の推進とかは昨年度に比べまして、今年度力を入れていくということにしておりますし、リスクコミュニケーションのところでカンピロバクター食中毒を呼びかける方法なども、昨年度から今年度にかけては少し変更を予定している部分がありまして、単に動画をSNSとかホームページなどで活用して流していくということだけではなく、それをいかに届けるかというようなことに着眼点を置きまして、対応していくというようなことを考えております。

(芦田委員)

よろしいですか。

(三宅委員)

はい。ありがとうございました。

(芦田委員)

他にございますでしょうか。土井委員、お願いします。

(土井委員)

今のリスクコミュニケーションの話と通ずるところですが、資料3の11ページ、イの「食品の安全性に関する啓発、知識普及の推進」というところで、こちら3つの項目「県民に対する講習会等の年間参加者数」、「青年向け食中毒予防教室の開催」、「食の安全安心にかかる講演会等の開催」のうち、特に上2つの「県民に対する講習会」と、「青年向けの食中毒予防教室」は、すごく数値が計画数よりも大きい。実績が伸びているところがすごくいいなと感じたのですが、なぜこれだけ計画を上回る人が参加されたのかというところについて、もし何か要因、思い当たるところがあれば、お伺いしたいと思います。

(事務局：生活衛生課)

はい、ありがとうございます。計画を上回る数で実施できたということにつきましては、それぞれ、出先の健康福祉事務所が主に実施しておりますが、そういった講座などを引き受けてくださる、学校であったり団体さんであったりといったところへの声かけがうまくいきまして、開催を実際することにこぎつけられたというようなこともあります。また、実際回数だけではなく参集していただける人数も、しっかりと確保したような会場を選定できたということも上回った要因ではないかと考えております。

(土井委員)

もし今後も伸びていきそうであれば、令和8年度、おそらく9年度以降の計画の数値も、もう少し多めに設定してみてもいいのかなと、個人的に感じました。

(事務局：生活衛生課)

はい、ありがとうございます。また、今後の計画における数値につきましては、そういったところも反映しながら、見直していきたいと思っています。ありがとうございます。

(八木委員)

先ほどの三宅委員のコメントとも少し重複しますが、資料1について、令和7年度は何が課題であったかということに対して、令和8年度でこれをやるという作りになると思うのですよね。そのときに、来年度以降、何が問題で、ついで何が新しくなっているのかとか、どこが重点か等、現在はすべてがフラットに書かれていて、少しわかりにくい資料になっているように思いますので、そこを次回以降、工夫していただければなど感じているのが1点です。それとあわせて少し個別でお伺いしたいのが、特に気になるのは未達のところで、「①農薬管理指導士の有効認定者数」というのは大分減っているというのが課題として挙げられていると思いますが、それに対して令和8年度の取組のところでは、育成という言葉が出ているのは、これは対になっている項目だと思うのですが、ベテランの人たちが更新しなくなっていて、今から育成するというのは、多分そこにタイムラグが生まれるので、すぐにも対応できないことが見込まれると思いますが、その点についてどういうお考えなのかを聞かせていただければと思います。

(事務局：農業改良課)

この農薬管理指導士といいますのは、こちらに書いておりますように、ご高齢の方であつたり、様々なご事情でもうちょっと辞めようかなという方が、新規で認定を受ける方も毎年1回確保しているところですけども、少しそこを上回ってしまっている状況にございます。ですので、具体化というのはまだ少し先かなと思うのですが、実は認定の試験というのは、年に1回だけリアルでやっている状況であり、ここは遠方の方からは、ちょっと受けにくいみたいな声があつたりしますので、希望される方をしっかり拾えるような形で確保していきたいなということを考えているところでございます。

(八木委員)

今のようなご説明を聞くと、そうなのだとわかるのですが、ただ、すごく毎回項目が多いので、多分、この限られた時間で説明するとなるとこうなるのは重々承知していますが、やっぱりここがポイントとしてやらなければいけないというハイライトがあるのであれば、そういうご説明がいただけると大変ありがたいと思った次第です。ありがとうございます。

(芦田委員)

そうしましたら、今のようなご意見を踏まえて、令和8年度の計画のみならず、第5次の方にも反映させていただく形で、計画を組んでいただければと思います。そろそろ時間ですので、次に移りたいと思います。何か特にございましたら、お受けいたします。松尾委員、お願いします。

(松尾委員)

カンピロバクターの件ですが、ここに書いてあります予防ということなのですが、カンピロバクターというのは、基本的には農場で発生するというか、付着するということだと思いますので、農林水産部や家畜保健所との連携が重要というか、そこがやらないと処理場等ではなくなならないということがあるかと思います。その点について、この取組というところには入っていますでしょうか。それをお伺いします。

(事務局：畜産課)

カンピロバクターについてですが、農場の検査結果といった情報等を、保健医療部と連携しながら、衛生的な取組につなげていけるようにはしていきたいとは思っていますので、どうぞよろしくお願いします。

(三宅委員)

カンピロバクターの予防に関しては、もちろん農場での、鶏がカンピロバクターを保菌してしまわないということが重要かとは思いますが、厚生労働省の非常に詳細な調査の結果、いんなりリスクファクターをどう改善すれば、最終的な患者数がどれぐらい減るかというシミュレーションをやった結果としては、もう生肉を食べないというのが一番大きな効果があるという報告が出ております。当然農場での飼育管理だったり、あるいは食鳥処理のときのチラーでの丸と体の洗いであったりというところも、様々取り組んでいる研究者と行政の方もいますが、なかなか難しいというのがありますので、やはり消費者、あるいは飲食店等に、いかに生肉を食べると病気になるんだということを強く啓発していくというのが重要だと、私の立場からは思っております。もちろんトータルでやることは重要だとは思っていますが、その点を行政の方も力をいれてやっていただきたいと思います。

(芦田委員)

ありがとうございます。でも、なかなか焼き鳥の店で鳥刺し食べると、食中毒になる可能性ありますよ、とは書けませんからね。そこまでやってくれと、食べる気はなくなるのでしょけれど。

②食育推進計画(第4次)を踏まえた令和7年度取組実績と令和8年度取組計画

資料2、3に沿って令和7年度取組実績と令和8年度取組計画について事務局(健康増進課)から説明。

○審議要旨

(芦田委員)

はい、ありがとうございました。食育の方からご説明いただきましたけども、ただいまご説明いただいた内容につきまして、ご質問やご意見をいただきたいと思います。はい、橋本委員、お願いします。

(橋本加代委員)

2点、伺いたいと思います。1点は、「④朝食を食べる人の割合の増加」というところで、1歳～5歳あるいは6歳～14歳は、まあまあかなと思いますが、その後の世代については、目標を達成するのがなかなか難しい状況かと思います。これが伸び悩んでいる要因というのは、どういうところにあるのかということ进行分析されていたら、教えていただきたいと思います。それからもう1点は、「⑨オーラルフレイルに対応できる歯科医療機関数の増加」というところですが、令和7年度の実績値と目標値が「すべての歯科医院」となっていますが、これは県下の全ての歯科医院でそういう対応ができているのかということと、どういうことを対応できると言っているのか、教えていただきたいなと思います。以上です。

（事務局：健康増進課）

はい、ご質問ありがとうございました。1点目の、「朝食を食べる人の割合の増加」という点におきまして、特に若い世代の朝食摂食率が伸び悩んでいる要因は何なのかということ进行分析されているか、そのようなご質問だったかと思います。こちらにつきましては、その世代へのアンケート等を確認するには、やはり時間がないからとか、寝ていたいとか、食べる習慣がないからという答えが返っているのが事実でございます。簡単にできるということにつきましては、栄養士会様の連携もいただきながらレシピの開発などをし、「アサ@プロジェクト」と一緒に啓発をしているところですが、もっと積極的に実施をするには、大学の食堂で朝食が提供されたりというような、アクティブなアクションができるのかなと考えているところです。ただ、食べる習慣がないという方は、中学校時代、あるいは高校の時から食べていないという回答も多いため、この若い世代の朝食欠食率を改善するには、やはり高校生時代からのアプローチが重要であるということ認識をしておりますので、こちらについても引き続き、ご協力の方をお願いしたいところでございます。2点目のオーラルフレイルに対応できる、という点ですが、こちらにつきましては、フレイル対策事業の中で進めてきたものでございまして、令和2年度、3年度等についてはオーラルフレイルに対応できる歯科医療機関一覧というものを、歯科口腔保健班の方でも整理をして提示をしていたわけですが、その後、歯科医師会等と話をしていく中で、すべての歯科医療機関において、オーラルフレイルに対応する、診療報酬上でも口腔機能低下症というあたりのところで算定ができるという辺りですね、全ての歯科医療機関で対応しますよと伺っておりまして、こちらの整理としては、全てで対応できるというような整理をさせていただいています。ただし、オーラルフレイルが低下しているかどうかということ測定するための機器が全ての歯科医療機関に導入はされていないと伺っております。そのため、受診をしたかかりつけの歯科医の方でオーラルフレイルを測定する際、例えば、唾液がどれぐらい出ているか等、ご自身の歯科医療機関で対応できない場合は、対応できる歯科医療機関を紹介されていると聞いております。このような形でオーラルフレイルの方は対策をたてているところ です。以上となりますが、橋本委員、よろしいでしょうか。

(橋本加代委員)

はい、ありがとうございます。

(永井委員)

ただいまの説明のところで、朝食に関して、少し補足させていただきたいところがございます。若い世代の朝食の欠食の理由として、農林水産省等の調査では、食欲がない、ということが挙げられています。人間の生理的な、食欲空腹感には概日リズムがあります。朝起きたときの最低値で、夜食べる、寝るのが遅いといった夜型の生活に影響をうけますし、それからブルーライトの問題もございます。そういうふうな生理的に食欲が低下している朝に、いろんな生活上の要因が重なって、非常に食欲がないという状態が作り出されています。解決策ですが、もちろん、幼稚園、小学校については、非常に食育がよく行われ、食べたらいいいことがあるという観点から、進んできていると思いますが、少し取り残されているのが高校生、大学生でございます。こういったところについて、先生方のご意見を伺いたいのですが、教育をどうするかというのが1つの観点です。それからもう1つは、食環境を整えていくというのは、おっしゃった通りなのですが、1年、2年で整うものでもないで、朝食せずに飛び出してしまった若い人達をどう救うかという観点から、例えば職場の中で、少し整えられるような売店があるとか、少しアクセスを良くするというのも、次善の策かなと思いながら聞いておりました。続けて私、1つお聞きしたいのですが、よろしいですか。資料2の左側でございます。令和7年度末時点の取組の、持続可能な食を支える食育活動の推進の一番上の「⑬地元や県内でとれた農林水産物を買っている人の割合の増加」についてですが、増加しにくい要因として、買っていることをわかっていない人がいると思われます。買うように意識している人の割合が増加することが、実は大事なのではないかとということで、次に向けての提案でございます。私からは以上となります。

(事務局：健康増進課)

ご提案、ありがとうございます。次期計画における、指標の設定等の参考にさせていただきます。ありがとうございます。

(芦田委員)

私からも少し関連しているところで、橋本委員のご質問と同じところなのですが、朝食の若い世代の食べていない方が大体 65%ぐらいの数値を出していますよね。一方で「⑳食育の意義を理解し、食育活動を実践している人の割合」について、実践ありが 82%ぐらいあります。これ、実践しているのだけど、朝ごはんは食べないということですか。その辺、ちょっとわかっていたら教えていただけますか。

(事務局：健康増進課)

はい。ご質問ありがとうございます。今、芦田委員の方がおっしゃっていただいたこの、実践ありと答えた人が朝ご飯を食べているか食べていないかというところまでは、クロスをしての分析の方はできておりません。申し訳ございません。

(芦田委員)

できれば少しやってもらいたいと思います。他、皆さん方からございますでしょうか。はい、渡部委員、お願いします。

(渡部恭広委員)

資料2の、左の取組のところの「⑤学校給食を活用し、地場産物について指導している小・中学校の割合の増加」というところですが、この中の水産の割合がどれぐらいあったか、もしわかれば教えていただきたい。それから、県漁連は、資料3の22ページが一番上の通り、ずっと料理教室を継続してやらしていただいて、年間8,000人から1万人ぐらいの参加があり、小学校の出前教室では、魚のさばき方と「いただきます」の意味等を伝えながら、いろいろ普及活動をしています。資料3の15ページに学校給食での「生きた教材」として提供するという言葉とか、21ページの学校給食における県産農林水産物の利用向上を図るというところですが、やっぱり県産の水産物がなかなか使われてないということをすごく感じていまして、小学校は特に無償化になりましたけど、予算の問題がずっと引き続きついて回るので、予算と連動した形でやっていただきたいなというところ。3ヶ月に1回は地元の水産物を使おうみたいな市町もあり、県としても例えば3ヶ月に1回とか、頻度を決めてこのタイミングで地産地消の食材を使いましょうという形で、ぜひ水産物を給食で、学ぶ機会というのを増やしていただきたいなと思います。

(事務局：体育保健課)

ご質問、ありがとうございます。地場産物のうち、どれくらい水産物が占めているかについてですが、特に分類して調査をしていないというところでございます。給食では、やはり地元で採れたもの、地元で作られたものを中心に使っており、地元愛を、シビックプライドを育てるという観点からも、自分たちの町でこんなものが作られている、採られているということを学ぶことを目的としています。特に山間部においては、水産物との関わりが比較的少ないことから、県産品としては存在するものの、実際は自分たちの町で作り、収穫されたものが中心となっていますが、本県には日本海と瀬戸内海がありますので、そうした沿岸部の地域においては、水産物が活用されているものと認識しております。

(芦田委員)

渡部委員、よろしいでしょうか。

(渡部恭広委員)

はい、ありがとうございます。

(渡部世志恵委員)

資料2の、左側の「⑭直売所等利用者数の増加」というところですが、これが減っている要因と、それから、目標値に比べて随分差があるので、数字から見ると、達成が非常に難しい目標値が設定されているように思います。この直売所利用というのと、この

「⑬地元や県内でとれた農林水産物を買っている人の割合の増加」というところも少しリンクしてくるかなという内容でもあると思いますが、今年度目標を達成するために、何か取組をされるのでしょうか。

（事務局：流通戦略課）

直売所利用者数の減少の主な原因としましては、規模の大きな直売所の閉鎖であったりですとか、牡蠣の不漁に伴うイベント等の中止であったりというところが、減少の理由と聞いております。利用者数の増加に向けましては、改めて地産地消の重要性といったようなところを引き続き普及して参りたいと思っております。

（芦田委員）

よろしいですか。

（渡部世志恵委員）

はい。

（森垣委員）

根本的なところを教えてくださいなのですが。食育基本法が変わりました、食育推進基本計画が変わりました、というのがこの 2026 年からの 5 年間というような計画だと思います。で、今回、後で第 5 次の計画の協議があるかと思いますが、この約 1 年間を含めて、さきほど注視していくような表現をされたのですけども、この 8 年度の主な取組というのは、第 4 次の取組なので、7 年度と同じ取組のことが書いてあるかと思えます。その新たな食育基本法と、食育推進基本計画を踏まえて、食料農業農村基本法で、食料安全保障というのが喫緊の課題ということが基本法の一番最初に書いてあります。喫緊の課題の受けとめ方と、8 年度の主な取組計画にどのように反映されているのか、あるいは、それは 1 年後の第 5 次で踏まえて考えていくのか。この 8 年度の根本的な取組を教えてください。

（事務局：健康増進課）

はい、ご質問ありがとうございました。まさに国の方の食育基本法、そして、第 5 次の食育推進基本計画の中では、おっしゃる通り、持続可能な食料というあたりが重点的なものにはなっております。それについて本県の食育推進計画の中では、柱の 3 というところで、積極的に取り組んでいるところですので、これについては、次の 5 次計画においてもしっかりと引き継いでいくと考えています。国の方が今回、新たに食育推進基本計画の中で、再度打ち出しをしたというのが、これまではどちらかといえば、子供をターゲットにしているというニュアンスが強かったのですが、今回の国の新しい基本計画の中では、全世代にわたる食育、特に大人の食育という点と、その食育を個人が頑張るというだけではなくて、社会環境を変えることが重要ということが、大きく打ち出しをされています。今申し上げました、この後半部分の点におきましては、今年度の取組計画の中で、部長の挨拶の中にもございました、「ひょうご健康的な食環境づくりプロジェクト」という形で、食品関連事業者であったり、流通事業者の方、そして、学識、

栄養士会等の関係団体と一緒に、食環境づくりを進めていくということが、国の計画を踏まえ、本県においても令和8年度、そして、それは次の第5次計画にも繋がり、重点を置いているというところになります。

(芦田委員)

森垣委員、どうですか。

(森垣委員)

三宅先生の言われたとおり、8年度の主な取組というのが、7年度の取組と全くわからないのです。部長の挨拶、あるいはその中で、各部局が意識して変わりますというのをここに書くべきものなのか、いや、4次のそのまま継承する、継続するというので書かないのか、その意図がわからないというのが本音なのですけども。ここに第4次の中だから、新たなことや注記すべきことは書けないのか、書く必要がないのか、どうなのかというのが本意の質問です。

(事務局：健康増進課)

はい、ありがとうございます。すみません、私の説明の方が不足をしておりました。「ひょうご健康的な食環境づくりプロジェクト」で今申し上げた点につきましては、資料3の19ページに書かせていただいております、おっしゃっていただいた、今の現状で課題となっているところ、重点的に取り組まないといけないという部分は次の計画に送るのではなく、今すぐ取り組むべきものは取り組んでいくと考えておりますので、そちらについては、こちらの資料の方には明記させていただいております。資料2の方には少しその部分が見えにくい部分があったというのは、反省させていただきますので、今後資料等を作成する際には、前年度を踏まえて今年度はどこの部分を、新たに取り組むのかという点がわかりやすくなるように工夫していきたいと思っております。ありがとうございました。

(芦田委員)

今のご質問とかに関しては、少し難しいところがありまして、いわゆるこの推進計画そのものも、国が立てて、そのあと1年後に、県とか、政令指令都市の自治体が追いかけて同じ次数の計画を出していく訳です。4次が出て、次5次を今県の方で作ろうとしているのですが、その前に国から5次が出ます。ですから、この最終年というのはかなり扱いが難しくなってくると思います。その中で何とか、5次にも反映できる、さらに、今、森垣委員がおっしゃられたように、4次の内容でも大きく変えていく、わずか1年とはいえ、対応していただいておりますので、少しそこはご理解いただきたいところです。こういうことは多分、県民もわからないと思います。ですから、ホームページのところで、国の計画と1年ずれているといったような、一言を入れておいた方がいいのではないかなと思います。一方で、食育の部分で、先ほど国の方が全世代の食育をどうのこうのとか、言い出したということですけど、県の方の食育部会では、3年ぐらい前から言っていることで、先行しております。それはよかったなと思います。以上です。

他にございますでしょうか。

(三宅委員)

総論的な話で、半分コメントで、半分質問かも知れませんが、先ほどの食の安全のところでも、土井委員が指摘されていた部分ですが、食育の方でも資料3の中身を見ると、例えば14ページ、15ページ等々で、7年度の計画よりも実績は上回っているのに、8年度の計画がまた数字が下になっていると、一般の方から見ると、なんなのだろうと。もしかしたら達成しやすい数字を上げているのかなと考えるかもしれないという気がしていて、私も気になっていたところです。だから、あくまでも目標は目標なので、ちょっと強気といいますか、挑戦的に実績を踏まえて、それとそんなに遜色ないような目標を立てていただいた方がいいのではないかなという気がしています。当然その説明可能な、合理的な理由があればそれはおそらく構わないとは思いますが、数字が独り歩きしてしまうと、逆に不安であったりというような気持ちを招かないかなと心配になりましたので、コメントしました。

(芦田委員)

はい、いろいろありがとうございます。まだまだご議論があらうかとは思いますが、時間がありましたらまたご意見をいただきたいと思いますが、一旦前に進めさせてください。

(3) 第5次食の安全安心推進と食育推進計画の骨子案について

資料4、5、6、7に沿って事務局（生活衛生課）から説明。

(芦田委員)

はい、ご説明ありがとうございました。少し補足させていただきたいのですが、食の安全安心と食育を融合してやっていく、今まで2つに分かれていた計画を1つにまとめて進めるというようなことにつきまして、第5次のところでどうするかということ、県の方と、それから、三宅食の安全安心推進部会長、永井食育推進部会長、私とあわせた3人と、対面並びにリモートで議論を重ねて、今日の資料4に至っております。それから、資料7の部分も、ここは永井先生に随分ご尽力をいただいたところですが、こういうポンチ絵を作りました。事務局から説明を聞いていましたが、まだ変えるんだと思っているのですけれども、随分議論したのにといいながら、少し補足をさせていただきます。それともうひとつ、計画の方は一体化して融合してやっていくのですが、各部会が残ります。最初にご説明があったように、両部会が今年度2回ずつですか、議論を重ねる場を作って、この部分の詳細について議論していただきたいと思ひますし、それぞれの部会の方に、反対側の部会長ですね、今まではバラバラにやっていたのですが、部会長は両方に出れる範囲で出るという形で、お互いの部会のことを知るといふことをしていきたいと思ひます。補足させていただきましたが、何かご意見等ございますでしょうか。

うか。三宅先生の方で、何か補足があるのではないのでしょうか。

(三宅委員)

事務局の方でまだ修正・変更が、という話は、私の理解では、この第4章の施策展開の部分がこの柱にどういう形でぶら下がるかというのが、第4次の資料3でしたかね、まだああいう形にはなっていないので、そのあたりは議論が必要だと感じています。

(永井委員)

はい、説明ありがとうございました。絵の方なのですけれども、修正があると言われたのはおそらく、デザイン的な部分なのかなととらえております。理念としては、かなり議論を経て、固まってきたところかとは思いますが。あとは印刷に向けて、大きさであるとか、色合いであるとか、字の大きさであるとか、そういう細部の変更があるのではないかと理解しています。少し補足させていただきます。

(芦田委員)

ありがとうございます。それでは、委員の先生からご意見を賜りたいと思います。

(八木委員)

長らく議論されてきたことですので、違う方向に持っていこうということではなく、恐縮ですが、コメントとして受け取っていただければと思います。私も食の安全安心と食育を一緒にするというのは、すごくいい考え方だと思っていて、なぜなら、食べる側からしてみたら一緒なのですよ。やっぱり豊かに食べるとか、安心して食べられるとか、それを県側から見たときに、一緒になるとすごく意味があると思いますが、当然施策を実行される方はそれぞれの専門があったりとか、部署があったりするので、多分そういう意味で、この第4章のところは部会に残り、それぞれにやっていくという話だと理解しています。そうすると、この3章の柱が本当に分かれている意味があるのかなというのは、どういう議論だったのかということを少し伺いたくて。聞いていますと、9本の柱でもいいような、気がしました。この柱が、安全安心、食育、共通となっているのではなくて、安全安心にかかるのが、いっぱい食育にも関わる場所もあると思うので、分けないというやり方があるのか、何か議論があったのかについて少し伺いできたらと思います。

(三宅委員)

私の理解では、あまりこの点は議論していなくて、私の個人的な考えですが、柱は何本も建てたら邪魔になるということです。最低限ということで、これまでの計画では食の安全安心は3本、食育の方は4本であり、それに合わせて、整理をしていくという感じになったと私は理解しており、もちろん委員の方からもご意見いただいたところです。今回のこの案を立てるにあたって、私が個人的に気になって、少しいろいろ提案させていただいたのは、「現状」、「重要課題」、「基本方針」の、それぞれの関係性があまり明確になっていなくて、繋がっているのかどうかがよくわからなかったのが、今日の資料6にフローのような形で整理していただいて、関係性を明確にしたというのは、

おそらく第4次から1つ大きく変わるところなので、このフローの一番右端にある、この施策展開については、これから細かく議論をしていく必要があると思っています。ここに上がってきているのはそういう経過、経緯だにご理解ください。

(芦田委員)

八木委員のご意見は非常にいいと思う。第3章の柱の部分で、3つに分けているところを取る、ということなのですね。三宅先生の話だと、柱ばかりではパルテノン神殿みたいになるので、少し柱の本数をまとめて削ってもいいのではないかというご意見です。確かにこの第3章、第4章の部分や、資料6に関しては具体的な議論ができてないのが現状だと、私も認識しています。それを踏まえて今ご意見をいただいて、部会の方へ宿題として、議論をしていければいいかと思います。他の委員の方、何か建設的なご意見がありましたらお願いしたいです。

(土井委員)

ご説明、ありがとうございます。資料5と資料6に関してですが、こうやって合わさっていったものを、見ることで、すごくうれしく思いました。県民の皆さんにより伝わるようにできたらいいなと思っていたところですが、この資料6の骨子概要図が、個人的にはすごくわかりやすいなと思っています。せっかく食の安全安心と食育推進が合わさってきているので、そのあわさりであったり、変化、あと、今までの議論の中でも意見ありましたが、どこに課題があって、それに対してどういう施策が展開されているのかというのが、この資料6がわかりやすいなと思っています。もしそういう予定であれば構わないのですが、完成される第5次推進計画の中にも、こういったフローの図が目立つように書いて載せてあれば、よりわかりやすいのではないかなと感じました。意見です。以上です。

(芦田委員)

はい。ありがとうございます。こういうのがあった方がいいという意見ですが、もう少し具体的なところは、まだまだ検討しないといけないと思います。はい、他の委員の方でどうですか。

(橋本加代委員)

前回の会議で、スローガンがあるのがいいよね、という話になったと思いますが、その時のスローガンと今回出していただいたものは同じものなのでしょうか。

(芦田委員)

変わっています、はい。

(橋本加代委員)

どういうところが変わっているか、教えてください。

(芦田委員)

ごろごろ変わっています。根本的に作り変えて、県の意見を出してきたものを叩いて作り変えて、2、3回はこの時点でも変わっています。これについて、事務局の方でも

何かありますか。

（事務局：生活衛生課）

前回、皆様に見ていただいたスローガンから、本当にもう作り変わっているようなものになっておりまして、これは事前に事務局内での話し合いですとか、3人の先生方を交えての話し合いのときに、練りに練って作っていったようなスローガンとなります。このスローガンにつきましては、とりあえず今回はこのような文字に示していますが、今後、施策の内容を細かく決めていくときに、もう少し入れたい要素が出てきたときには、また少し考え直してもいいかなと思っているのですが、また直すのとおっしゃられますかね。もう、これ完成形でいいですか。

（芦田委員）

これより変わらないと思います。我々3人で練った段階で、基本理念とスローガンに関して、かなり高いレベルまで持ち込んだというふうに、少なくとも私は考えているのですけれども。

（事務局：生活衛生課）

もし、それで皆さんのご同意をいただければ。

（芦田委員）

もちろん、そうなんですけど。

（三宅委員）

この時点で、何かあればということはもちろんそうだと思いますけど、おそらく、この第5次は食の安全安心と食育が一緒になって最初の期であるということですので、これはまた第6次になったときには、ある程度の修正が必要になることを織り込みながら、まずはスタートしようということで、これをやっているということも、我々3名と議論している中では、共有して作っています。ですから、とりあえずやってみて、やっぱりこれよりはもう少しこうした方がいいというのが具体的に出ていきながら、次につなげるという1つのステップということもあつてのものではないかなと思います。

（芦田委員）

少なくとも第4次までにはなかった取組で、県の方とこの審議会メンバーとの間で議論を重ねていったというのは、非常に意味があったと思います。その上での現状ということで。土井委員、橋本委員からご意見いただきましたけども、他、皆様方からはでしょうか。はい、森垣委員、お願いします。

（森垣委員）

ご説明ありがとうございます。構成なり、今日資料いただいた中で、事前に見てきましたが、やはり項目だけでは、何を伝えたいのか、何を受けて、何を考えたらいいかわからなかった部分がありました。今日のご説明でその趣旨というか、ひとつひとつ説明していただいて、こういうことを核に、この項目を進めていきたいということが十分に理解できまして、ありがとうございます。せっかく伝わってきたのに、どこかお目見

えというか、その考え方を整理していただけた方が、次、部会したときにも、みんなのコンセンサス、共通認識を取りやすいかなと思います。部会の方で、各々意見があるということを避けるためにも、この項目はこういう趣旨で設定したということが提示されれば、議論できるかなと思います。私は食育の方の部会ではないので、ぜひとも食育の中では、食育基本法の理念にあるように、農林漁業者にも感謝をするということ、あるいは、生産と消費が少し離れていたという反省、食料安全保障が喫緊の課題ということが、以降の条文につながっていくと思いますので、その趣旨というものを中に組み込んだ具体的な施策を入れていただきたいなと思います。お願いします。

(芦田委員)

ありがとうございました。私の認識では、今日の資料は骨子案となっていますけど、これへの肉付けとか、今森垣委員がおっしゃられたような具体的な案を作っていくことはまだできてないと認識しています。次の部会までの間に作っていくのか、あるいは、意見交換を部会の1回目でやって、2回目で決めていくのかというような方向で動くのではないかな、と想定をしています。県の方は何かお考えありますでしょうか。

(事務局：生活衛生課)

はい。おっしゃられるように、これに細かい施策ですとか、こういうことを目標にしますというような原案、1冊の冊子になっているものと同じようなレベルまでの文章というのはまだ作り込めておりませんので、それについては今年度その2回の部会をしますが、1回目のところで、それを具体的にお話できるような素材をお出ししまして、ご意見をいただいて、2回目でそれをもう少しブラッシュアップして作り上げていく、という作業をしていきたいというふうに考えています。

(芦田委員)

森垣委員、よろしいでしょうか。

(森垣委員)

はい、ありがとうございます。

(芦田委員)

他の委員の方から何かご意見をいただきたいと思います。はい、いかがでしょうか。はい、有馬委員、よろしくお願いします。

(有馬委員)

私はこの資料7を見て、素晴らしいと思いました。感想ですね。ただ、資料7左上の、「このすべての人の心の～」の三行を、少し短く、ワンフレーズの何かにならないかなと思いました。資料4のスローガンはもうこれでいいのですが。これを1枚で出すと、読むとちゃんと理解できるのですが、少しこの言葉を覚えにくい。なんかこう、ぱっとこう、人の心に刺さるようなものを誰か考えていただきたい。私もA Iでしようと思ったのですが、少し出てこないの、リライトしていただければと思います。でも、この資料7は素晴らしいと思いました。以上です。

(芦田委員)

スローガンはそのままにしておいて、資料7左上に記載している、タイトルをもう少しコンパクトにできればいいというご意見ですね。

(有馬委員)

はい。私の我儘な意見です。

(事務局：生活衛生課)

はい。ありがとうございます。この資料7ですけれども、実際の計画のどういう位置に、どういうページ構成で載せるかによっても見せ方が変わってきますので、三行の字がわかりにくいというようなご意見も踏まえながら、最終的にわかりやすいようなものに仕上げていきたいと考えています。ありがとうございます。

(芦田委員)

はい、他にご意見ありますでしょうか。よろしいでしょうか。実はまだまだ時間がありまして、ここは時間がかかるだろうと思っていましたが、ないものをひねり出しても仕方がないので、前に進めてしまいたいと思います。

(三宅委員)

この骨子は、大体この方向でということになりそうだと思うのですが、文章の細部、こう上から下にいった、その一番下の細かい部分というのはこれから部会等で議論していくことになるかと思います。1つ気になっているのは、ここまでのところでも議論になっていた部分ですが、第4次推進計画の中で、具体的にこの両括弧の項目がいっぱい出ていますが、それを1つ1つ、この柱の下に紐づけていくというだけだと、なんかやっぱり能がないので、その共通事項というのは、食の安全安心と食育の共通項を切り出した上で、さらに、それぞれの独自事項も、食育の方はもしかしたらもうこのままでいいのかもしれませんが、第5次になって、せつかく新しいものを作るのであれば、少し新しいものも入れ込んだり、それはすぐには事業化は難しいかもしれないけど、ということも踏まえて、そういうことも考えられるのか、そうではないのか、少しお聞きしたい。

(事務局：生活衛生課)

はい、ありがとうございます。共通事項というものを作るにあたりまして、食の安全安心の方でいきますと、そこだけ単独で出てくる施策というのが、なかなか難しいところがあります。食の安全安心独自の施策として立てる柱の中にも入ってきますし、再掲、この施策を進めるためには食育と連携した取組も必要ですということで、共通事項にももう一度載せるというようなものが多くなろうかと思います。それは食の安全安心という業務の特徴でもありまして、基本的にその生産から流通までの、事業者に関する指導ですとか、取組、あるいは食品に関わる人たちへの取組というようなところが、私たちの仕事のベースになってきますので、共通事項だけを特出しででるということがなかなか考えづらい状態ではありますが、これは今後実際にどのようなものを入れていく

のかということを考える中で、特出しできるものがあれば、もちろん掲載していきたいと考えております。

(三宅委員)

必要であればそういうものも入り込む余地はあるということですね。ありがとうございます。

(芦田委員)

できるだけ情報が一体化していくように、いわゆるこれ、生産流通のところもやって、Farm to Fork のところですね、全体でいうとね、食育のところも、そこまでを一つにしてももらえるようなことを考えてもらえたらと思います。はい、渡部委員、お願いします。

(渡部恭広委員)

私も前から議論に加えさせていただいて、非常にすっきり整理されたかなと思っていて、スローガンも資料7、さっき有馬委員が言われたところで、私もこれはすごくいいなというのが感想ですが、この「well-being」という言葉が意外に浸透されてないのかなと思います。それを、スローガンの副題みたいところで、その意味合いを伝えていったら、その言葉が全部入っているよということで、その言葉が広がっていけばいいのかなと感じました。

(事務局：生活衛生課)

はい、ありがとうございます。私たちでも「well-being」という言葉を書けるときに、一般の方に対して、この言葉がどれくらい浸透しているのかというところは議論になりました。知らない方がいらっしゃる状態ではあっても、「well-being」ということを今後私達としては進めていきたいと考えておりますので、考えていただく、こういう言葉があるんだよということを知っていただくためにも、少し載せたいなということもありまして、今回掲載しました。その「well-being」という言葉を書けるにしても、それをどこかで説明をする必要があると考えていますので、それをわかりやすく、配置できるようにとは考えています。

(芦田委員)

「BE WELL」もあるのですよね。これと混乱しないように、県の方で少し工夫していただければと思います。

(事務局：生活衛生課)

「BE WELL」との区分も心がけて書き上げたいと思います。

(芦田委員)

はい、他にいかがでしょうか。

(渡部世志恵委員)

お時間があるということなので、消費者の立場からひとつ発言させてください。今回の資料7のところ、私が一番いいなと思ったのが、「すべての県民に届くわかりやすい食の情報発信」というところです。安全安心の、「安全」というのは、いろんな検査

をしたりとか、指導したりとか、あるいは作る人が心がけてくれますが、「安心」というのは、情報発信して、消費者が安心だと思わないと、安心は得られないものだと思います。情報発信はすごく重要なことですので、消費者にぜひとも情報を届けて欲しいと思います。今日、鶏や獣畜の肉を全頭検査しているのですか、とお尋ねしたのですが、そういったことを今回初めてここで知りました。他にも、えさの中の抗生物質の有無の検査もしていて、違反件数が0件であるとか、環境創造型農業の面積、随分増えていて、全部の農地に対するパーセンテージも非常に高いということ等、消費者は全く知らないことが多く、少なくとも、私は全く知らなかったことです。これだけ安全のためにいろんな検査をしている、ということを消費者に知らせて、安心なんだよということをいかに知らせるか、そこにすごく力を入れていただきたいと思います。ホームページを見てくださいとか、SNSを見てくれというだけだと、そういう意識のある方しか、そこに接することができないので、今日の報告の中にたくさんありましたけれども、多くの講習会とかされているし、お料理教室とかもされているみたいですが、そんな中でそういった情報を発信するようにしていただけたらいいのではないかなと思います。

(芦田委員)

はい、ありがとうございます。ある意味、少し難しいところに踏み込んでいるのですが、「安全」というのは、そういうふうな数値とか、それから、一言で言うと、サイエンスの方でやることになるのですが、「安心」は、それは絶対できないです。「安心」は結局、個人が自分で持つ心になってくると思うので、消費者さんにとっても1人ずつ変わってくると思います。それを満足させろというようなことを、今おっしゃっていたということです。県の方もそのあたりも考えていただきたいと思います。他に1点だけよろしいですか。資料1と2の、左側のページに取組、指標等が載っていて、令和8年度で終わる訳なのですが、食の安全安心の方は、目標値の数値を達成しているものが多く、達成していないものもある程度のレベルに達していますが、食育の方はこれ申し訳ないけど、ギブアップ宣言した方がよさそうなものがいっぱいありますよね、数値目標的には。その辺は無理せずに考えていただければという、コメントです。よろしいでしょうか。それでは、まだ議論があるかもしれませんが、次の部会の方で、皆さん、ご意見をいただければと思います。ということで、一応私がお預かりした議題は終了いたします。

(3) その他

○専門部会の開催について

(事務局：生活衛生課)

今年度の専門部会の開催について、説明をさせていただきます。今後の県の施策について、より専門的に協議をしていただくために、食の安全安心推進部会と食育推進部会を開催いたします。各委員は各部会にご所属いただきます。配布しております、部会別メンバー表の通り、食の安全安心推進部会には、三宅委員、八木委員、渡部(わたなべ)

委員、森垣委員、有馬委員にご留意いただき、新たに、土井委員、正橋委員、松尾委員に加わっていただきたいと考えております。また、部会長は引き続き、三宅委員にお願いをいたします。食育推進部会には、永井委員、芦田委員、渡部（わたべ）委員、橋本加代委員に留任いただき、新たに橋本沙織委員、山下委員、船田委員、栗田委員に加わっていただきたいと思います。部会長は引き続き、永井委員にお願いをいたします。食の安全安心推進部会につきましては、第1回は9月4日午後、第2回は10月13日午前に開催します。食育推進部会については、第1回は9月14日午前、第2回は10月9日午後開催します。両部会では、それぞれ主に、第5次推進計画の案についてご意見をいただきながら、計画内容をより具体化していきたいと考えておりますので、よろしくお願いします。また、第5次推進計画の策定にあたりましては、両部会の連携がより重要となることから、今年度は部会長が相互に部会に出席し、情報共有を図っていくこととします。

○第5次食の安全安心と食育推進計画のスケジュール

資料8に沿って第5次食の安全安心と食育推進計画のスケジュールについて事務局から説明。

（事務局：生活衛生課）

今後のスケジュールについては、資料8によりご説明をいたします。資料8をご覧ください。第5次推進計画については、令和7年8月の第1回審議会において、知事から諮問を受け、現在、策定のための作業を進めているところです。今年度は本日の第1回審議会の後、9月、10月に、先ほどご説明しましたように専門部会をそれぞれ2回開催し、計画の具体的な内容の検討を重ね、計画案を取りまとめていきます。なお、部会での審議を経て、パブリックコメントに付します計画案については、会長、部会長にご確認をいただく予定です。そのあと、12月から1月には、パブリックコメントを実施し、県民の皆様から広く意見を伺います。いただいたご意見を踏まえ、来年2月から3月には、第2回目の審議会を開催し、最終案を取りまとめた上で、審議会から、知事に対して、第5次推進計画の答申を行います。第2回審議会の日程については、近日中にメールで委員の皆様にご都合を伺った上で決定させていただきます。答申後、県において、第5次計画を正式に策定し、公表する予定にしております。私からの説明は以上です。

○令和8年度の絵手紙コンクール

（事務局：健康増進課）

私からは参考資料2でお配りしております、食育絵手紙コンクールについてご説明をさせていただきます。例年実施をしているのですが、本年度も引き続き、絵手紙コンクールを実施いたします。すでに周知はしておりますので、何点か作品が届いていますが、

このチラシの左上の方に書いてありますように、今年度を最終と設定しております。長年、ご協力をいただいております、絵手紙コンクールなのですが、この食育推進計画（第4次）と共に、一旦の終了をさせていただいて、第5次に合わせて新たな取組を計画したいと思っております。テーマとしましては、「食事をバランスよく食べるためのメッセージ」と「県産県消を伝えるメッセージ」、この2点をテーマに、今年度は募集しております。資料の裏面を見ていただきまして、応募の締め切りを少し例年よりも長くとおっておりまして、9月18日（金曜日）を締め切りとしております。また、食の安全安心と食育審議会の中の食育推進部会におきまして審査をし、優秀作品を決定することにしておりますので、食育推進部会の委員の方々にはご協力の方をお願いしたいと思います。最後のコンクールとなりますので、まだ締め切りまで期間もございますし、あらゆる場面で周知の方にご協力いただけたらと思いますので、よろしくお願いいたします。以上です。

（芦田委員）

はい。ありがとうございました。それでは、連絡事項もすべて終了いたしました。事務局、委員から他にまだ何かございますでしょうか。よろしいですか。それでは、進行を事務局の方にお返ししたいと思います。ありがとうございました。

4 おわりのあいさつ（犬伏生活衛生課長）

芦田会長をはじめ、各委員の皆様方、本日も貴重なご意見、ご助言をありがとうございました。締めの言葉になりますけども、私は個人的には、人間の数多ある欲望の中で、食欲が大事だと思っています。人の生命維持に欠かせない、食べるという行為ですね、その食の安全安心を守るために、そして、食育を推進するために、これまで第1次から4次までの計画を立てて、様々な事業を実行して参りました。本日、様々な専門の委員の方々から助言や意見をいただきましたので、第4次の振り返り、それから、第5次計画の中にも反映させていきたいと思っておりますので、今後ともよろしくお願いいたします。簡単ではございますが、最後の挨拶とさせていただきます。本日はありがとうございました。